

## Q&A

Q1 区市町村によっては、総量規制があると聞いているが、開設許可や補助金交付が可能か否かはどのように判断するのか。

A1

- 介護保険法では、老人福祉圏域ごとの施設入所定員総数（実績数）が、介護保険事業支援計画に定める必要入所定員総数（必要数）を超えているか又は超えると認められる場合には、許可を与えないことができるとされています。
- 都では、実績数が必要数を超えている圏域（過剰圏域）において整備する場合、当該施設の所在する区市町村長が許可を認めない旨の意見を提出したときは許可できません。（あらかじめ事前協議の段階で申請者に可否の通告を行うこととします。）
- なお、施設整備費補助金の交付については、過剰圏域における整備計画を原則、審査対象外とします。（ただし、当該区市町村について、整備状況や自治体による意見等から整備の合理的必要性が認められる場合はこの限りでない。）  
このほか、補助金交付に係る審査基準は、別添「介護医療院整備費補助対象法人審査要領」等によります。

Q2 今後の創設や増築の整備計画で、2人部屋や4人部屋の多床室は計画できないのか。国の方針にもよるが、多床室併用の施設整備補助への考え方はどうなのか。

A2

- 補助事業の採択にあたっては、基本指針にあるように、ユニット型の方が優先順位としては高くなっています。都としては、ユニット型を優先しつつ、従来型についても整備補助を進めていく方針です。
- 地域ニーズなどを考慮し、計画地の要望に沿うような施設を検討してください。

Q3 基準面積（一人当たり延床面積）はどの程度か。

A3

- 一律に基準を設定することなく、整備地域、レイアウト等を考慮し、計画全体から判断することになります。

Q4 八王子市において介護医療院整備を計画中であるが、都から施設整備の補助を受けることができるか。

A4

- 八王子市は、平成27年4月1日から中核市に移行しました。このため、都の介護医療院の施設整備に係る補助においては、八王子市は除外されることとなります。
- なお、八王子市では独自に施設整備の補助制度を設けておりますので、八王子市福祉部高齢者いきいき課までお問い合わせください。
- ただし、「看取り対応改修」は、八王子市内の介護医療院についても、都補助金の対象となります。

Q5 社会福祉法人が介護医療院を開設することはできるか。

A5

- 開設できますが、介護医療院利用事業は法人の行う社会福祉事業の付随的なものでなければなりません。

(注)

- ◎ このQ&Aは現時点においてお答えし得るものです。今後、制度の変更等により、回答内容も変更となる可能性があります。